

4 道・町内発生早期
<p>状態：</p> <p>(1) 道・町内で新型インフルエンザの患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。</p> <p>(2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p> <p>(3) 地域によって状況が異なる可能性がある。</p>
<p>目的：</p> <p>(1) 医療体制を維持する。</p> <p>(2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>(3) 町民生活及び社会機能への影響を最小限に抑える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>(2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。</p> <p>(3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>(4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>(5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>(6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活及び社会機能への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会生活をできる限り継続する。</p> <p>(7) 医療機関受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、速やかに、実施する。</p> <p>(8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

① 実施体制

ア 白老町新型インフルエンザ対策本部

道・町内での発生が確認された場合は、速やかに町長を本部長とする「町新型インフルエンザ対策本部」を開催し、関係課間の連携を強化し、全課一体となった対策を推進する。（危機管理室）

イ 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

必要に応じて、「町新型インフルエンザ対策推進会議」を開催し、「町新型インフルエンザ対策本部」で確認・検討した新型インフルエンザ対策を推進する。（健康福祉課・危機管理室・関係課）

ウ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

必要に応じて開催し、新型インフルエンザ対策における医療対策上の課題を検討する。（健康福祉課）

エ 業務継続計画の見直し

町は、感染拡大の状況に応じて、業務継続計画の見直しを随時行う。（全課）

オ 消防救急体制の確保及び情報共有

白老町消防本部が定める新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。また、町は町内の小中学校等や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を白老町消防本部に提供する（消防本部）

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置します。
- ② 市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、国と協議しながら特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置を行うこととします。

出典：北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

② サーベイランス・情報収集

ア 国内等及び町内の情報収集

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報や道対策本部、苫小牧保健所、町内の学校や医療機関等からの国内、道内及び町内での発生情報を収集し、対策本部及び対策推進会議に提供し、発生動向を共有する。（健康福祉課）

イ 町内での感染者の把握

町は、引き続き、町内での感染者情報の把握及び情報共有は継続するが、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止する。（健康福祉課）

ウ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の集団的発生状況を把握する。（学校教育、子育て支援課、健康福祉課）

エ 町職員の感染者の把握

町は、引き続き、町職員の感染者を把握する。（総務課）

③ 情報提供・共有

ア 町長からの緊急事態宣言

町は、感染被害の状況によって、広報、ホームページ、チラシ等を用いて、町長から緊急事態宣言を行う。ただし、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、町民に対して同様の措置を講じる。（総務課・健康福祉課）

イ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制強化

町は、引き続き、町民からの問い合わせに対応できるよう「新型インフルエンザ等相談窓口」の体制を充実・強化する。（総務課・健康福祉課・教育委員会・町立病院）

ウ 正確な情報、正しい知識の周知

町は、引き続き、ホームページ等で国内、道内及び町内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。（健康福祉課・危機管理室）

エ 行政サービスの維持と縮小継続

町は、業務継続計画及び対策本部の方針に基づき、行政サービス維持のため、一部業務を縮小して継続するとともに、その行政サービスの情報を周知する。（総務課・健康福祉課）

オ 学校等への感染予防情報等の提供

町は、引き続き、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設へ、新型インフルエンザ等の国内、道内及び町内の感染情報を情報提供する。（学校教育課、子育て支援課、健康福祉課）

④ まん延防止に関する措置

ア 感染対策の強力な啓発

町は、町民、事業所、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。（総務課・健康福祉課・経済振興課・子育て支援課・学校教育課）

イ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に、うがい、手洗い、咳エチケット等の励行の指導等を徹底する。（全課、総務課）

ウ 集会、不要不急の外出の強力な自粛要請

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の集まる活動の自粛及び不要不急の外出を控えるよう、強く要請する。（健康福祉課）

エ 事業所での健康管理、感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を行う。（経済振興課）

オ 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。（学校教育課）

カ 保育園等の休園への対応

町は、道の要請、感染拡大の状況及び小学校の臨時休業の状況により、対策本部において、保育園又は児童館を休園（休館）とする決定を行う。ただし、対策本部は関係機関と調整の上、状況によっては、徹底した感染対策の実施により運営を継続する。（子育て支援課・学校教育課）

キ 福祉施設等の業務継続、臨時休業の要請

町は、福祉施設、介護保険サービス事業者等に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力要請する。また、道の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休業を要請する。（健康福祉課・高齢者介護課）

ク 介護保険サービス事業者休業時の代替サービス

町は、介護保険サービス事業者等の休業があった場合の代替サービスの提供について、介護支援専門員及び地域包括支援センターに協力要請する。（健康福祉課）

ケ 町主催事業の延期、中止等の決定

町は、道の要請又は状況に応じて、対策本部において町主催の事業の開催、中止、延期、開催方法の変更等を協議の上、決定し、関係者に対して、速やかに、通知する。（全課、町指定管理者）

コ 施設利用の使用中止の決定

町は、道の要請又は状況に応じて、対策本部において町の公共施設の使用を中止させ、施設を臨時休業とする決定を行う。（公共施設管理所管課、町指定管理者）

サ 集会での感染対策の徹底

町は、不特定多数の町民等が参加する集会等を開催する場合は、感染対策を徹底する。また、道の要請又は状況によっては、中止又は延期を要請する。（全課、町指定管理者）

シ 公共施設での感染対策の徹底

町は、町の公共施設及び公共交通機関の窓口対応職員等のマスク使用、手指消毒やうがい、窓口カウンター等の消毒、屋内換気等の実施を徹底する。（生活環境課、総務課）

ス 学校給食の中止の決定

町は、給食センター調理員の感染者拡大により、調理業務の実施が困難と予想される場合は、教育委員会と協議の上、給食中止の決定を行う。委託業者から業務履行不能の申し出があった場合も同様とする。（給食センター、学校教育課、子育て支援課）

セ まん延防止対策物品等の備蓄

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。（危機管理室、健康福祉課、町立病院）

ソ 感染患者への対応

町は、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等患者と一般外来患者等を分離する等の院内感染対策を徹底する。（町立病院）

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

必要に応じ、以下の対策を行う。

① 道は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じます。

・道は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、道は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持の必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。

・道は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

・道は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 24 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 24 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。道は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

② 政府行動計画では、国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第 46 条に基づく住民接種を進めることとしており、道・市町村は必要な協力を行います。

出典：北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

⑤ 予防接種

特定接種、住民接種の実施

国及び道、町は特定接種を進める。また、町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）または予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉課）

⑥ 医療

ア 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、国及び道を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉課）

イ 医療体制及び患者搬送体制の確認

町は、道対策本部、苫小牧保健所、苫小牧市医師会及び白老町消防本部に、医療体制及び患者搬送体制の確認をする。（健康福祉課、町立病院）

ウ 集中診療体制の整備、臨時的診療場所の確保²⁴

町は、必要に応じて、苫小牧保健所、苫小牧市医師会と調整の上、集中診療体制を整備する。患者が大規模に発生する等、状況に応じて体育館等の公共施設を臨時的に診療場所とすることを検討する。（健康福祉課、町立病院）

エ 要援護者への生活支援等の実施

町は、関係機関、団体等の協力を得ながら在宅で療養している要援護者（ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等）に必要な応じて、次の支援を行う。（健康福祉課、高齢者介護課）

- (ア) 巡回による見守り
- (イ) 往診・訪問看護
- (ウ) 食料品、生活必需品の提供
- (エ) 医療機関への移送
- (オ) その他

オ 帰国者・接触者外来中止及び受診方法変更の周知

町は、苫小牧保健所からの指示により帰国者・接触者外来が中止される場合

²⁴ 特措置法第48条（臨時の医療施設等）

は、直ちに受診方法の変更を町民に周知する。（健康福祉課）

カ 診療体制の移行に伴う診療の継続

町は、診療継続計画に基づき、院内感染対策を徹底し、一般外来患者等及び新型インフルエンザ等患者に対する診療を継続する。（町立病院）

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めることにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

出典：北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 行政サービスの縮小継続

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持する。（総務課・健康福祉課）

イ ごみ収集業務の継続

町は、ごみ収集処理業務について、従業者の多数罹患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等の対応により業務を継続する。広報、ホームページ等で事前に周知する。（生活環境課）

ウ ごみの排出抑制等の協力要請

町は、引き続き、町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行う。（生活環境課）

エ 集客を伴う事業活動の自粛要請

町は、道の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を要請する。（経済振興課）

オ 生活必需品等を提供する事業者への業務継続の要請

町は、食料品又は生活必需品の確保・供給に関する事業者に対し、業務継続

を要請する。（経済振興課）

カ 要援護者への支援の実施と地域住民への協力要請

町は、外出を自粛するひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等の食料品、生活必需品の調達について、地域住民及び団体に協力要請するとともに、宅配業者等に支援を要請する。（健康福祉課・高齢者介護）

キ 感染者への偏見等の防止

町は、引き続き、広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行う。（健康福祉課）

ク 電気、ガス、水道等の業務継続要請

町は、必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の要請を行う。（建設課、上下水道課）

ケ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を、道の支援を受けて行う。（生活環境課）

〈緊急事態宣言の措置〉

必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・業務の継続等
- ・電気及びガス並びに水の安定供給
- ・運送・通信・郵便の確保
- ・サービス水準に係る道民への呼びかけ
- ・緊急物資の運送等
- ・物資の売渡しの要請等
- ・生活関連物資等の価格の安定等
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援
- ・犯罪の予防・取締り
- ・埋葬・火葬の特例等

出典：北海道新型インフルエンザ等対策行動計画